

在 学 期 間 延 長 願

2 0 年 月 日

女子美術大学長 殿
女子美術大学短期大学部学長 殿

- 芸術学部
短期大学部

科 専攻・領域・コース

年 番 学籍コード ()

本人氏名 (自署) 印

保証人氏名 (自署) 印

私は下記の理由により在学期間を延長したく、自身で卒業見込であること、在学年限を超えないこと、授業料等が未納でないことを確認いたしましたので、保証人連署の上お願いいたします。

延長期間：該当する期間に☑をしてください ※許可された延長期間の変更はできません			
1 学期分	<input type="checkbox"/> 4月1日～9月30日	<input type="checkbox"/> 10月1日～3月31日	<small>※前期卒業見込者のみ</small>
2 学期分	<input type="checkbox"/> 4月1日～3月31日	<input type="checkbox"/> 10月1日～翌年度9月30日	<small>※前期卒業見込者のみ</small>

延長理由：該当する番号を○で囲み、必要事項に記述してください			
1. 協定海外大学への留学	【留 学 先】 (大学名)		
	【留学期間】	20 年 月 日	～ 20 年 月 日
2. 就職活動			
3. 国家試験・資格取得	【資格名称】		
	【取得 (見込) 時期】	20 年 月 日	
4. その他	【理 由】 (具体的に記入してください)		

< 願書提出の流れ >

- ①自身で卒業見込であることを確認の上、必要事項を記入し教育支援センターに願書を提出し認印をもらう。
- ②延長理由1の場合は国際センターに認印をもらう。
- ③卒業制作等の専門科目の単位修得に問題がないか研究室に確認の上、担任・主任の先生方の認印をもらう。
- ④①～③の必要な認印が揃ったら願書を教育支援センターへ提出する。
- ⑤願書提出翌月の教授会審議後に許可通知が発送される。

③		②	①
主任 <small>(単位修得確認)</small>	担任 <small>(単位修得確認)</small>	国際センター <small>(延長理由1のみ)</small>	教育支援センター <small>(卒業要件確認)</small>

以下、確認・チェック☑をしてから提出すること。

- 本人・保証人(大学に届出者)が自筆し、印鑑は別々のものを使用している。
- 奨学金受給者もしくは特待生(当該年度)は学生支援センターに申し出ている。
- 外国籍で在留資格「留学」の学生は、国際センターに報告している。
- 記入した内容を訂正している場合は、訂正印を押している。
- 許可書の写しについて、本人住所送付を希望する場合には返信用封筒を提出している(原本は承認後、保証人住所へ送付)。
※返信用封筒が提出されていない場合は本人住所へは送付されません。
- 願書は教育支援センター窓口へ提出してください。やむを得ない事情により窓口で提出が出来ない場合、教育支援センターにご相談ください。

※ 大学使用欄

学 長	芸術/短大学部長	教務部長	教学事務部 教学事務部長	センターG長

※ 教育支援センター記入欄

許可書	電算	受付
/	/	/
異動簿	工帳	記録カード

在学期間延長制度に関する内規

(令和4年4月1日施行)

(目的)

第1条 女子美術大学学則（以下「学部学則」という。）第38条の2及び女子美術大学短期大学部学則（以下「短大学則」という。）第38条の3に基づき、卒業に必要な要件を満たす者が、協定海外大学への留学、就職活動、国家試験・資格取得等の理由により引き続き在学して学修の継続を希望する場合に、在学期間を延長し、引き続き在学することを認める制度（以下「在学期間延長制度」という。）を設ける。

(対象者)

第2条 在学期間延長制度の対象となる学生は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 学部学則第37条または短大学則第37条に規定する卒業の要件を満たすこと。
- (2) 引き続き在学することにより、在学年限が、学部学則第15条または短大学則第17条に規定する年数を超えないこと。
- (3) 授業料等の納付金を滞納していないこと。

(在学期間の延長)

第3条 在学期間の延長を希望する学生について、学長は、教授会の議を経て許可することができる。

- 2 学長は、在学期間延長の目的や期間等が在学期間延長の趣旨に沿ったものであるかを勘案し、許可の可否を決定する。
- 3 第1項の在学を延長することのできる期間は2学期内とする。なお、許可された卒業学期を変更することはできない。

(手続)

第4条 在学期間の延長を希望する学生は、本来卒業すべき年度の所定の期限までに、在学期間延長願を学部長に提出しなければならない。

- 2 前項により在学期間の延長を許可された学生（以下「在学期間延長者」という。）に対しては、在学期間延長許可通知を交付する。
- 3 在学期間延長者が、事情変更により本来卒業すべき年度の卒業を希望する場合は、所定の期限までに在学期間延長許可取消願を提出した場合に限り、当該末日卒業を認めるものとする。
- 4 在学期間延長者が、延長期間に係る授業料等の納付金を所定の期限までに納入しなかった場合は、在学期間延長の許可を取り消し、本来卒業すべき年度の末日卒業とする。

(授業科目の履修)

第5条 在学期間延長者は、在学を許可された学期には、1科目以上の科目を履修し、単位を修得する努力をしなければならない。

(卒業の時期)

第6条 在学期間延長者の卒業の時期は、延長後の在学期間が終了する学期の終了日とする。

(休学の取扱い)

第7条 在学期間延長期間中は、休学を認めない。

(留学の取扱い)

第8条 在学期間延長期間中は、本学の留学制度に基づく留学を認めることとする。

(退学の取扱い)

第9条 在学を許可された学期の途中で籍を離れる場合は、退学となる。

(納付金)

第10条 在学期間延長者の授業料等の納付金については、学費納付に関する内規の定めるところによる。

(内規の改廃)

第11条 この内規の改廃は、両教授会の議を経て、学長が決定する。

付 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。